平成２７年（フ）第１３６３号
東京都中野区上高田４丁目26―１―407
債務者　長谷川晴美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３６５号
東京都練馬区南大泉５丁目34―12―206
債務者　高橋　秀人
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３６８号
東京都練馬区田柄２丁目４－３　サンゼル田柄５―101
債務者　綿谷　明彦
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３６９号
東京都新宿区西落合３丁目９―16―302
債務者　横井　増美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３７２号
東京都福生市大字熊川1658―２　コーポタケダＢ号室
債務者　瀧澤　昭司
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３７３号
神奈川県横浜市都筑区東山田４丁目５－７－404
債務者　砂川　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３７４号
神奈川県横浜市都筑区東山田４丁目５－７－404
債務者　砂川　真澄
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３７６号
東京都足立区千住関屋町17―42―407
債務者　中嶌　久子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１号
静岡県浜松市中区助信町８番62号　共和コーポ203、前住所静岡県浜松市中区上島１丁目28番５号　ハイツコンフォール203
債務者　青木　　恵
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
東京都八王子市叶谷町1006番地４
債務者　吉田　知彦
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４７号
東京都三鷹市中原３丁目13番２―907号
債務者　小泉　直美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４５６号
大阪府枚方市北中振２丁目３番32―309号、前住所大阪府枚方市南中振２丁目10番15―24号
債務者　新留　孝弘
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６１６号
大阪府大阪市東淀川区菅原１丁目６番１―805号
債務者　五十川恵美子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０号
東京都西東京市向台町４丁目22番43号アゼル向台105号
債務者　高橋　　清
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５１号
東京都西東京市向台町４丁目22番43号アゼル向台105号
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部